

6. 関係者の意見等

6.1 関係地方公共団体からなる検討の場

(1) 実施状況

小石原川ダム検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を設置し、平成24年8月10日までに検討の場を4回開催した。

平成22年12月22日に開催した、検討の場準備会において確認された検討の場の規約をP.6-7に示す。

また、これまでの検討の場の開催状況は、P.1-7の表1.2-2 検討の場実施経緯を参照。

(2) 検討主体が示した内容に対する構成員の見解

○平成23年3月18日に開催した検討の場（第1回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下の通りである。

〔福岡県〕 増田県土整備部長

- ・平成22年の出水時には、朝倉市あるいは大刀洗町で避難勧告が出る状態となっているので、治水面でも速やかに治水能力を発揮していただきたい。利水面も含め、小石原川ダムが効果的・効率的であるということで同意しているのだから、早く結論を出していただきたい。
- ・治水対策の立案で、河川整備計画レベルの安全度を当面の目標とすることは理解できるが、基本方針に向けて安全度が向上できないのであれば、その点についても評価すべきと考えている。
- ・複数の治水対策案は、まずは総事業費で比較されると思うが、最終的には今合意している以上の負担を、県や自治体に与えないことが当然であると思っている。
- ・検証も早くやっていただきたいが、水源地域整備計画の地域指定はすぐにできるのではないかと考えている。

〔佐賀県〕 井山県土づくり本部副本部長

- ・小石原川ダム建設事業とダム郡連携事業の進捗を一体感をもってやっていただきたい。
- ・新規利水が優先された結果として、不特定容量の確保が遅れている。最下流に位置する佐賀県としては、着実な不特定用水確保の観点から早期の検証の終了をお願いしたい。
- ・水源地（朝倉市）からの意見も踏まえつつ、小石原川ダム建設事業とダム群連携事業の両者あつての利水の効果発揮だと思うので、この点も視野に入れた検討の進め方をお願いしたい。

〔久留米市〕 臼井副市長

- ・複数の治水対策案は、河川整備計画で想定している 50 分の 1 の確率規模の洪水を目標としているが、筑後川水系の河川整備基本方針にある 150 分の 1 の確率規模の洪水を見据えた対策が必要であると考えているので、この点も考慮して検討いただきたい。
- ・立案した治水対策案の時間軸は、7 項目の評価軸に含まれていると理解するが、事業期間が長期化するようであれば、長期化することによる影響も考慮して検討していただきたいと考えている。
- ・立案される治水対策案については、関係市町村に新たな負担を求めないということを考慮しつつ、検討を進めていただきたい。

〔朝倉市〕 森田市長

- ・小石原川ダム建設事業とダム群連携事業に関連はあるが、もともとの出発点が違うということを押まえて、検討を進めていただきたい。

○平成 23 年 12 月 15 日に開催した検討の場（第 2 回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下の通りである。

〔福岡県〕 増田県土整備部長

- ・水源地域特別措置法に基づく地域指定を県としても強くお願いしている。
- ・他ダムの容量買い上げについて、そもそも買い取れるのか意見聴取されてから検討されると思うが、買い取りコストがどこに帰属するかなど踏まえて検討していただきたい。

〔佐賀県〕 副島県土づくり本部副本部長

- ・不特定容量の検証については、ダム群連携事業の検証とあわせて行っていただきたい。

〔久留米市〕 臼井副市長

- ・概略評価で抽出された治水対策案については、沿川自治体として一日も早く安全で安心な環境を住民に提供する必要があるため、事業効果を早期に発現できる治水対策という視点で比較検討していただきたい。
- ・立案された治水対策の事業費について、地元の市町村に対する大きな負担はないと理解しているが、新たな負担を求めることになるかどうかについて、比較検討して欲しい。

〔朝倉市〕 森田市長

- ・色々な対策案が挙げられているが、小石原川ダム建設予定地を抱える朝倉市としては、ダムを中止した場合に、水源地域特別措置法に基づく地域振興がどうなるのか非常に不安である。
- ・福岡県にとりまとめて頂く水源地域整備計画の作成が進まない状況にあり、非常に心配していることを十分に認識していただきたい。
- ・検討の場の早期開催について、十分考慮していただかないと不安である。

○平成 24 年 3 月 27 日に開催した検討の場（第 3 回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下の通りである。

〔福岡県〕 小島県土整備部水資源対策長

- ・朝倉地域をはじめ筑後川流域では、普通の時でも間断かんがいをするなど農業用水の確保に苦勞しており、気候が悪くなった時には、その苦勞が重なるという実態がある。パブリックコメントに当たっては、不特定用水の実情が一般の方に分かるように説明していただきたい。
- ・筑後川から直接取水している所もそうであるが、江川ダム、寺内ダムの下流域で用水の取水に非常に苦勞していることを分かって頂ければ、小石原川ダムの大切さを理解いただけるのではないかと。
- ・筑後川支川の朝倉地域では、農業の間断かんがいは昭和 53 年や平成 6 年のような異常渇水時だけではなく、日常的に行われていることを正しく理解して欲しい。
- ・都市圏ではなく流域が中心ではあるが、小石原川ダムの渇水対策容量は、五ヶ山ダムが完成しても、都市圏にとって最後の生命線になりうると思っている。
- ・検証作業のため、水源地域の指定が止まっている。水源地の指定がされていないので振興事業ができない状態にあり、生活再建ができず苦慮している。検証作業を迅速に進め、早く結論を出していただきたい。

〔佐賀県〕 井山県土づくり本部長

- ・不特定容量確保の重要性を世の中に向けて発信し、筑後川特有の水利用の窮状が定常的に見えるようにしていただきたいことが大事である。
- ・筑後川の水資源開発の歴史的な背景から、小石原川ダムの渇水対策量を流域外に利用することは、流域内の者にとっては抵抗があるので、渇水対策容量の利用について関係者に丁寧な説明が必要である。
- ・ダム群連携事業についても見通しをつけていただくと有難い。

〔久留米市〕 吉野総合政策課政策調整官

- ・筑後川の河川水は、中下流域では農業用水や都市用水の既得用水としての利用があり、下流ではエツなどの希少種の生息環境に深く関わっている。その一方で、筑後川では 2 年に 1 回程度の取水制限を強いられており、流況が不安定である。筑後川水系の水資源開発は、都市用水の確保が優先して進められ、本来同時に確保されるべき不特定用水の確保が遅れている。不特定用水の確保が重要な課題となっており、不特定用水の確保に十分配慮した検討をお願いする。
- ・不特定用水の確保は、筑後川水系の水資源開発の重要な課題として、流域優先の原則があることも踏まえた検討をお願いする。
- ・不特定用水の各対策案は国の事業であって、その事業費については市町村の負担はないと理解しているので、よろしくお願ひしたい。

〔朝倉市〕 森田市長

- ・小石原川、佐田川は、瀬ノ下に水を運ぶための水路ではなく、沿川住民の生活がある。昭和 53 年渇水のような状態が小石原川、佐田川では 2～3 年に一度くらい起きているので、是非とも不特定容量の確保を地元としてはお願いしたい。
- ・水は治水・利水という捉えられ方をされるが、それとは異なる生活に結びついた水があるということを理解いただきたい。
- ・朝倉市は、昔から水の施設を市のシンボルとしてやってきており、25 年度に小石原川ダム関連事業の予算付けを行いたいため、ダム事業の検証を早急に進めていただきたい。

○平成 24 年 8 月 10 日に開催した検討の場（第 4 回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下の通りである。

〔福岡県〕 服部副知事

- ・小石原川ダムは、小石原川流域の治水、そして県内地域に必要な水資源の開発にとって必要であると考えており、積極的に同意をしている。
- ・今年は、5 月までは極端に少雨で農業用水への影響を心配していたが、一転して 7 月 3 日からの豪雨で甚大な災害が発生した。近年の極端な少雨や集中豪雨という変動が著しい中で、小石原川ダムは治水・利水の両面から大変重要なダムであると考えている。
- ・総合的な評価として最も有利な案は小石原川ダムであるという結論については、妥当なものであると考えている。
- ・検証中という理由で水源地域対策特別措置法に基づく水源地域指定が行われておらず、集団移転をしていただいた皆様のコミュニティー形成等に大きな影響が出ている。ダムの検証が終わらないと水源地域の指定ができないのであれば、一刻も早く検証を進め、検証を終了していただきたい。
- ・平成 22 年 9 月の国土交通大臣からの検証の指示から、既に 2 年を経過している。地元関係者はダムの早期完成を心待ちにしているため、とにかく速やかに検証作業を進め、早期に国土交通大臣の対応方針の決定をしていただきたい。
- ・ダム検証により当初計画時に比べて大変多くの時間を要しているため、小石原川ダムの建設にあたっては、工期の短縮、さらなるコスト縮減の検討を行い、現計画以上の負担を与えることのないようにお願いしたい。

〔佐賀県〕 井山県土づくり本部長

- ・今年の 6 月の後半以降は大雨、7 月は水害だったが、6 月の前半までは渇水が起こるかもしれないという、非常に変動の激しい年であった。縁の下の力持ちである不特定や渇水対策は、一般の方に理解されにくいいため、情報発信を引き続きお願いしたい。
- ・小石原川ダムによる不特定の確保は非常に重要な位置づけであるが、実際の管理になった時に、ダムから一番離れた受益地である佐賀県に、所要の水が必要な時にやってくるかが心配である。
- ・目的別の総合評価は妥当なものという認識であるが、流域に水が的確に行き渡るような実際の水管理体制の確立についても、ぬかりなくやっていただきたい。

- ・今年は何事もなかったが、平成 17 年や平成 21 年のように、河川の流量よりも代掻期や田植期の水利用の方が多いと、翌日の配水も前日の夜遅くまで調整してもなかなか決まらない。短期に集中する農業用水の特徴として、水が行き渡らないことが起こるが、これを支える不特定の補給施設である小石原川ダム案の本格化を期待している。
- ・早く小石原川ダムの検証を早く終え、ダム群連携事業の検証に繋げていただきたい。

〔久留米市〕 臼井副市長

- ・筑後川の安定流量確保のために、治水、利水、不特定用水、渇水対策の各機能の充実が図れることを期待し、早急な対応をお願いしている。
- ・治水の観点から、平成 24 年 7 月 3 日、7 月 13 日の九州北部豪雨といった梅雨前線豪雨によって大きな被害を受けており、改めて治水事業の緊急性を痛感している。こうした治水に対する流域住民の不安を考慮し、今回の結果を踏まえて、次の手続きをできる限り速やかに進め、平成 25 年度予算に反映できるようなスケジュールで進めていただきたい。

〔朝倉市〕 森田市長

- ・小石原川上流は農業が盛んであり、通常の水田や普通作の他に、施設園芸が川と集落の間に相当あり、これらを犠牲にしなければならない「輪中堤案」は、受け入れ難い案である。
- ・ダムが建設される予定地、小石原川流域の市町、将来的には利水者にもなるという要素を持つ朝倉市にとって一番残念なのは、5 年以内にはどの方法でも完成しないことである。小石原川ダムの当初の完成予定は平成 27 年であったことを思うと、この約 3 年は何だったのかという思いが非常に強い。水没移転者の皆さんが、どんな思いでこの数年間を過ごしたかを考えてもらい、国に対して伝えていただきたい。
- ・福岡県では 7 月 13 日だけではなく、7 月 3 日からも災害があったという事を認識していただきたい。また、7 月 13 日の豪雨では小石原川の堤防も一部破損しており、あの雨あるいは水量があと 30 分続いていれば間違いなく決壊をしていたと思う。そういったことが、一昨年（平成 22 年）に続き今年も起きているということを考えた場合、平成 27 年に完成予定であったダムを待ちつつ、あと何年過ぎさなければならないのかという思いがある。

〔筑前町〕 田頭町長

- ・積極的に進めて欲しいと思うと同時に、小石原川ダムの当初計画時において、（複数の対策案について）当然想定されたことではなかったのかとも思う。
- ・地権者の皆さま方が、どういった思いでこの協力体制を作ってきたのか、これまでの経緯の中での心の動きは大変複雑なものがあると思う。そういった方々が協力している今の時点でこういった停滞の期間がおかれることについては、苛立ち以上のものがあるかと察する。このような分析ができたので、積極的に進めて欲しいと思う。

〔東峰村〕 高倉村長

- ・水没者と事業主体の間に入って、いろんな調整等に関わってきているが、検証が前に進んでないということに対する怒りの言葉が伝わってきている。生きている間にこのダムを見たいというのが水没者の皆さんの気持ちであろうかと思うので、検証の早期終了をお願い

したい。

- ・水没者のみなさんのコミュニティーの場である公民館等がなく、生活相談の中でも色々な会合等ができないという声が上がっているので、できるだけ早い対応をお願いしたい。
- ・東峰村は利水も治水もないが、きれいな水を下流域に流すため、川をきれいにする条例、あるいは環境美化の日を設けて河川掃除等もやっている。
- ・検証が終わらないと水源地域の振興策が受けられないということだが、同時並行で水源地域整備計画を進めていただきたいと思っている。

[大刀洗町] 安丸町長

- ・大刀洗町も小石原川の流域として、今年はずっと避難勧告を出さずに済んだが、毎年心配しながら過ごしているので、できるだけ早く完成するようお願いする。

「小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」 規約

(名称)

第1条 本会は、「小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下「検討の場」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討の場は、検討主体（独立行政法人水資源機構及び国土交通省九州地方整備局）による小石原川ダム建設事業の検証に係る検討を進めるにあたり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めることを目的とする。

(検討の場)

第3条 検討の場は、別紙－1で構成される。

- 2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。
- 3 検討主体は、検討の場を招集し議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 4 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。
- 5 必要に応じ、検討の場は「筑後川水系ダム群連携事業の関係地方公共団体からなる検討の場」と合同で開催することができる。

(情報公開)

第4条 検討の場は、原則として公開する。

- 2 検討の場に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。ただし、希少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。

(事務局)

第5条 検討の場の事務局は、独立行政法人水資源機構筑後川局及び国土交通省九州地方整備局に置く。

- 2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第6条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

(附則)

この規約は、平成22年12月22日から施行する。

別紙－ 1

「小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

【構成員】

福岡県知事

佐賀県知事

久留米市長

朝倉市長

筑前町長

東峰村長

大刀洗町長

【検討主体】

(独)水資源機構理事長

九州地方整備局長

(注)構成員および検討主体については、代理出席を認めるものとする。

6.2 パブリックコメント

小石原川ダム建設事業の検証において、検討の参考とするため、主要な段階でパブリックコメントを行った。意見募集の概要及び意見募集結果は以下の通り。

6.2.1 意見募集の概要

(1) 意見募集対象

- 1) これまでに提示した複数の対策案（治水対策案、利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案、異常渇水時の緊急水の補給対策案）以外の具体的対策案の提案
- 2) 複数の対策案（治水対策案、利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案、異常渇水時の緊急水の補給対策案）に係る概略評価及び抽出に対する意見

(2) 募集期間

平成24年3月29日～平成24年4月27日（30日間）

(3) 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メール、回収箱への投函のいずれかの方法

6.2.2 意見募集結果の概要

(1) 意見提出者

- ・治水対策案：18（個人16、団体2）
- ・利水対策案：13（個人11、団体2）
- ・流水の正常な機能の維持対策案
：13（個人10、団体3）
- ・異常渇水時の緊急水の補給対策案
：16（個人14、団体2）

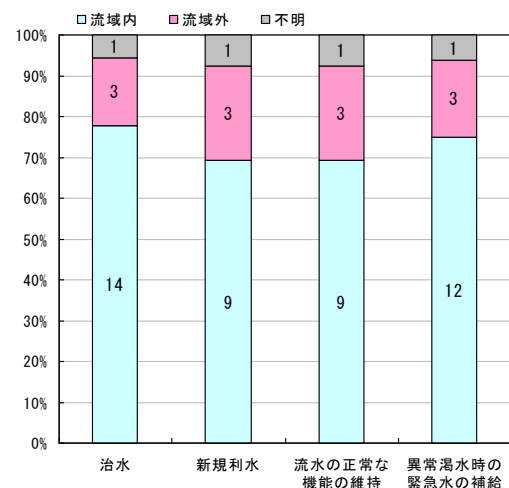


図 6.2-1 意見提出者の内訳

(2) 意見概要

- 1) これまでに提示した複数の対策案（治水対策案、利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案、異常渇水時の緊急水の補給対策案）以外の具体的な対策案の立案に対するご提案はなかった。
- 2) 複数の対策案に係る概略評価についてご意見があった。

表 6.2-1 治水対策案に対して寄せられた意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
1) これまでに提示した複数の治水対策案以外の具体的対策案の提案		
治1	・特になし。	-
2) 複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見		
治2	<p>【治水対策案の目標について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小石原川の洪水の可能性はほとんどゼロに等しく、敢えて不安を取り除くとすれば、必要と思われる箇所への掘削や堤防のかさ上げなどが考えられる。150年に一度の洪水防止のために多額の投資をすることは納得しがたい。計画降雨量がどの位で、その信憑性も含めて想定そのものに疑問を感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 小石原川では、昭和56年の洪水で浸水面積90ha、床下浸水2戸、昭和57年の洪水では浸水面積約120haといった被害が出ており、近年においても平成22年の洪水で、床上浸水8戸、床下浸水71戸の被害があり、朝倉市及び大刀洗町において避難勧告が出されています。また、平成24年7月の九州北部豪雨においては、床上浸水2戸、床下浸水24戸の被害があり、朝倉市では小石原川沿川住民(441世帯1,437名)に対して避難勧告が出され、自主避難も含め避難者数は約100名に達しました。 また、ダム事業の検証においては、計画規模1/150の河川整備基本方針ではなく、昭和57年7月洪水と同規模の洪水を目標としている筑後川水系河川整備計画【大臣管理区間】と同程度の目標を達成することを基本として治水対策案を立案しています。なお、治水対策案の立案にあたっては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、「河道の掘削」や「堤防のかさ上げ」についても検討しております。
治3	<p>【ダム建設を含む治水対策案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小石原川ダムは利水・治水の両面から見て不要であり、流域面積も小さいため治水対策もおぼつかず、筑後川からの取水は論外である。必要性が無いから効果もなく、2360億円もの大金が無駄遣いになることは許されず、財政難の今日、多額の出費をする余裕はない。 ダムのみでは洪水調節に限界があり、流下能力が不足する箇所もあるため、河川整備も並行して実施していく必要がある。 小石原川沿川は耕地として高等に利用され、市街地周辺では住家が密集し用地取得が困難であること、ダムの目的を治水に限定してもダム建設が有利であること、総事業費の14%が執行されていること、数回の洪水被害が発生していることからダム案が最良である。 ダム案が最も安価で現実的であり、これまでに費やした費用と時間、地元の理解等を無駄にしないため、速やかに継続と判断すべきである。 昭和28年以降も小石原川流域では何度か災害が起きており、雨の降り方も変わっている。大雨による災害防止のため、ダムの早期建設を望む。 ゲリラ豪雨等が頻発しており、近年の気象状況は凶りがたく、百年に一度の豪雨による被害の発生も頻度が増えると想定される。治水等4つの目的を満たすダム建設は中止すべきではない。 ダム建設による環境破壊と生態系への影響は大きく自然との共生に回帰すべき。 移転者としては、ダムが中止となることは何のために犠牲になったのかと憤りを覚える。移転者の気持ちを理解し、ダム建設を願う。 とにかくダムの早期完成を望む。 	<ul style="list-style-type: none"> 小石原川ダム建設事業は、ダムを建設するとともに、隣接する佐田川から江川ダム貯水池へ導水路を建設することによって、既設江川ダム、寺内ダム及び小石原川ダムの総合的な運用を可能とする事業です。 また、ダム建設を含む治水対策案は、小石原川ダムを建設するとともに、河道改修を実施する案としています。 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)1)安全度(略)1)河川整備計画レベルの目標に対し安全を確保できるか(略)2)目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか(略)3)段階的にどのように安全度が確保されていくのか(略)2)コスト(略)3)実現性(略)4)土地所有者等の協力の見通しはどうか(略)5)柔軟性 1)地球温暖化に伴う気候変化や社会環境の変化など、将来の不確実性に対する柔軟性はどうか(略)6)地域社会への影響(略)7)環境への影響」と規定されています。これに基づき、小石原川ダム建設事業の検証においても、それぞれの評価軸で評価を行っています。 なお、小石原川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。

表 6.2-2 治水対策案に対して寄せられた意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
2) 複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見 (続き)		
治4	<p>【目標を上回る洪水等が発生した場合等の対応に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 異常気象下の集中豪雨に対し、ダム治水機能が発揮されるか疑問。河川の水位が高い時に、ダムが放流せざるを得なくなると洪水が起きるということは、容易に想定できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘の目標を上回る洪水等が発生した場合に対しましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)1)安全度(略)ロ)目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか」と規定されています。これに基づき、小石原川ダム建設事業の検証においても、河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水が発生した場合及び局地的な大雨が発生した場合について評価を行っております。
3) 治水対策案に関するその他のご意見		
治5	<p>【検討の進め方に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 検討会議の開催日時など、一般市民には何も知らされておらず、治水・利水・渴水などの現状と課題、及びダム建設の必要性とその功罪などについて、市民への説明が全くなされていない。また、検討会のメンバーはダム建設賛成派で構成されており、検討の名に値しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘の検討の進め方に対しましては、関係地方公共団体からなる検討の場を開催する前には、開催案内を記者発表するとともに、検討主体(国土交通省九州地方整備局及び独立行政法人水資源機構)のホームページに掲載し、広くお知らせしております。また、「小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」は公開で実施するとともに、資料は検討主体のホームページに掲載しております。 治水・利水などの現状と課題については、「小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(準備会)資料-4」でお示ししております。 また、今回の検証では、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検証に係る検討に当たっては、(略)「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。」と規定されています。これに基づき検討の場を設置しております。 なお、検証に係る検討に当たっては、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置を取ることが重要と考えています。検討過程においては、主要な段階でパブリックコメントを行い、広く意見を募集すること、関係住民の意見を聴くこととしています。

表 6.2-3 治水対策案に対して寄せられた意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
3) 治水対策案に関するその他のご意見 (続き)		
治6	<p>【ダム上流地域の治水等に対するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小石原地区は雨が多いが、傾斜が激しく直ぐに水がなくなるため、溜池や大雨に耐える対策を考えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「(略)当該ダムに代替する効果を有する方策の組み合わせの案を検討することを基本とする。」と規定されています。 ダムの効果は、当該ダムの下流において発現することとなりますが、御指摘の小石原地区とは小石原川上流域の旧小石原村と考えられますので、小石原川ダムよりも上流の地域における治水等に係るご意見として承らせて頂きます。
治7	<p>【環境影響に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 唯一黄金川に生息するすいぜんじのりへの影響は、絶対に避けねばならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 小石原川ダム建設事業は、環境影響評価法に基づく環境影響評価を実施しております。この環境影響評価 準備書及び評価書において、「(略)黄金川が本事業により水質、水量に係る影響を受ける地域に該当することは考えにくく(略)」とお示ししております。
治8	<p>【その他全般的なご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 概ね妥当である 東北大震災の教訓を踏まえると、治水対策の推進、早期完成は極めて重要である。 小石原地区の活性化のためにも、行者堂や行者杉を生かした小石原川ダムの源流としての公園化が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の小石原川ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 小石原川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。 なお、小石原地区の活性化につきましては、地域の振興に係るご意見として承らせて頂きます。

表 6.2-4 利水対策案に対して寄せられた意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
1) これまでに提示した複数の利水対策案以外の具体的対策案の提案		
利1	・特になし。	—
2) 複数の利水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見		
利2	<p>【ダム建設を含む利水対策案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム案は事業費が最も安価で現実的であり、今まで費やした費用と時間、地元の理解等を念頭におくと、速やかに継続と判断すべきである。 ・県南地区の上水道の普及率は低く、甘木においても井戸が多く上水道の整備もおこなわれている。ダムによる利水を望む。 ・水源はダムによる開発、筑後川の河川水、地下水に限定されるため、水不足に対応するためにはダム案が最良。 ・飲料水、農業・工業目的の利水と用途が多様化する中、将来的に安定した水供給をするには、ダム建設が必要である。 ・苦渋の選択で移転したものの、生活再建も止まったままである。ダムの早期建設を願う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(略)2)コスト(略)3)実現性(略)4)事業期間はどの程度必要か(略)5)持続性 1)将来にわたって持続可能といえるか(略)6)地域社会への影響」と規定されています。これに基づき、小石原川ダム建設事業の検証においても、それぞれの評価軸で評価を行っています。 ・なお、小石原川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。
利3	<p>【ダム建設以外の利水対策案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の対策案は、ダム案よりも時間とコストがかかりそうである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(略)2)コスト(略)3)実現性(略)4)事業期間はどの程度必要か」と規定されています。これに基づき、小石原川ダム建設事業の検証においても、それぞれの評価軸で評価を行っています。
利4	<p>【利水対策の必要性に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動による渇水リスクが増加し、利水安全度の低下が深刻な課題となっていることを踏まえると、利水対策の推進、早期完成は極めて重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の小石原川ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・筑後川流域における新規利水に関する現状や課題に係る検討主体としての認識は、「小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(準備会)資料-4」の5ページおよび26ページにお示ししているとおりです。

表 6.2-5 利水対策案に対して寄せられた意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
2) 複数の利水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見(続き)		
利5	<p>【水需給に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道普及率の低い県南地域の都市化の進行による今後の水道設備の進捗に伴い、水需要が確実に増大すると予測される。 県南地区は大量の水余りである。久留米市の確保水量の約45%は水余りであり、議会の常任委員会でも問題となっている。うきは市民を対象としたアンケート結果によれば、うきは市民の98%は合所ダムに水を求めており、小石原川ダム不要論者が多い。人口減少及び節水意識の高まりなどで、水の使用量は減る。 うきは市の開発量5740t/日は、何の根拠もない極めて不確かな数字であり、他の自治体も市民の声を聞くこともなく、一方的に算出しており実情にそぐわない。 大山ダム及び小石原川ダムの分受益者負担(水道料金)は重くなり、しかも無駄遣いである。 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘の水需給に対しましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「個別ダムの検証における新規利水の観点からの点検に当たっては、まず、検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給の点検・確認を要請する。その上で、(略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されています。 これに基づき、各利水者に確認を行った結果、「小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(第1回)資料-5」にお示ししているとおり、各利水参画者からは参加継続の意思及び必要な開発量について回答を得ています。 また、「小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(第2回)資料-6」にお示ししているとおり、必要量の算出が妥当に行われているかについて検証主体として確認を行い、各利水者の必要量が適切に算出されていること、計画目標年次(平成32年度)における需要量と水源量は、概ね均衡したものとなっていることを確認しました。 なお、「小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(第3回)資料-3」の4ページにお示ししているとおり、合所ダムの利水容量の買い上げに対し、関係河川利用者等に意見を聴いたところ「受益農家の了解を得られるものではなく容認できない」「貴重な水源の1つを失うこととなり応じられない」との回答がなされています。
3) 利水対策案に関するその他のご意見		
利6	<p>【その他全般的なご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ダム建設のために移転した者の気持ちを考慮すべきである。 様々なことを検証しなおす事も必要かも知れないが、ダム建設のための移転が無駄にならない事を願う。 検証対象となって以来、地域振興策実施に向けた動きも止まっている。ダム建設とあわせて、振興策の実行が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の小石原川ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 なお、小石原川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。

表 6.2-6 流水の正常な機能の維持対策案に対して寄せられた意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
1) これまでに提示した複数の流水の正常な機能の維持対策案以外の具体的対策案の提案		
流 1	・提示された代替案以外で具体的に提案できるものはない。	—
2) 複数の流水の正常な機能の維持対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見		
流 2	<p>【ダム建設を含む対策案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水、利水など様々な目的を一括して実現する為には、最も効率的・経済的だとして取組まれてきたのがダムと認識。 ・筑後川では、水を使用することが優先されてきた結果、流域の水環境が著しく悪化している。小石原川ダムが筑後川に健全な水環境を取り戻すための事業であることを忘れてはならないと考える。 ・ダムが他の方法に比べて最も有利である事は自明である。筑後川下流はダムの早期完成を鶴首して待っている。 ・ダム案は概算事業費が最も安価で現実的であり、今まで費やした費用と時間、地元の理解等を無駄にしないためにも、速やかに継続と判断すべき。 ・生物や河川周辺の植物等の環境を維持するには、年間を通した安定的流水が絶対条件となる為、ダムの建設は必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「iv 流水の正常な機能の維持の観点からの検討（略）検討にあたっては、必要に応じ、i）の利水代替案や ii）の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」「立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の 1)～6) で示すような評価軸で評価する。（略）2) コスト（略）3) 実現性（略）ホ 事業期間はどの程度必要か（略）5) 地域社会への影響（略）6) 環境への影響」と規定されています。これに基づき、小石原川ダム建設事業の検証においても、それぞれの評価軸で評価を行っています。 ・流水の正常な機能の維持に係る検討主体としての認識は、「小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第3回）資料-5」の1ページから3ページにお示ししているとおりです。 ・なお、小石原川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。
流 3	<p>【ダム建設以外の対策案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設の遅れで迷惑しているうえ、代替案を今後実施する場合の更なる長期化には、下流域農家としては到底納得できないし、怒りすら感じる。机上の空論ではなく、地元の意見を聞き入れてもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「iv 流水の正常な機能の維持の観点からの検討（略）検討にあたっては、必要に応じ、i）の利水代替案や ii）の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」「立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の 1)～6) で示すような評価軸で評価する。（略）3) 実現性（略）ホ 事業期間はどの程度必要か」と規定されています。これに基づき、小石原川ダム建設事業の検証においても、それぞれの評価軸で評価を行っています。 ・なお、小石原川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。

表 6.2-7 流水の正常な機能の維持対策案に対して寄せられた意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
2) 複数の流水の正常な機能の維持対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見 (続き)		
流 4	<p>【流水の正常な機能の維持の必要性に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 筑後川下流では代掻期に取水ができず、路線毎に順番を決めてわずかな水を流してしのぐという状況が頻発している。 ・ 筑後川には、まともに水は流れておらず、夏期用水期間中に瀬の下地点流量を確保できる日は減少している。 ・ 近年の少雨傾向により、6月中旬の代掻き・田植え時期、更には7月下旬から8月上旬にかけての中干し時期には、ほぼ毎年のように農業用水の確保に苦慮しており、筑後川両岸における河川水確保において水戦争がいつ起きてもおかしくない状況である。 ・ 流量減少により筑後川流域の水環境が悪化しており、早急な対策が必要である。 ・ 近年における河川ニーズの多様化、高まりを踏まえると、流水の正常な機能の維持対策の推進、早期完成は極めて重要。 ・ 福岡都市圏への用水確保が先行されているため、早急に不特定の確保が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の小石原川ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・ 筑後川における流水の正常な機能の維持に関する現状や課題に係る検討主体としての認識は、「小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(第3回)資料-5」の1ページから3ページにお示ししております。 ・ なお、小石原川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。
3) 複数の流水の正常な機能の維持対策案に関するその他のご意見		
流 5	<p>【その他全般的なご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 筑後川下流農家にとって頼みの綱である小石原川ダムによって、農業用水の厳しい取水実態が1日でも早く解消されることを願う。 ・ ダム群連携事業と切りはなしたダム計画では、不特定の十分な確保ができるか不安であるため、ダム群連携の早期着手、完成を願う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の小石原川ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・ なお、小石原川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。 ・ ダム群連携事業については、「筑後川水系ダム群連携事業の関係地方公共団体からなる検討の場」が設置されており、予断を持たずに検討を行っております。

表 6.2-8 異常渇水時の緊急水の補給対策案に対して寄せられた意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
1) これまでに提示した複数の異常渇水時の緊急水の補給対策案以外の具体的対策案の提案		
渇1	・提示された代替案以外で具体的に提案できるものはない。	—
2) 複数の異常渇水時の緊急水の補給対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見		
渇2	<p>【ダム建設を含む対策案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ダムでは渇水対策としての機能を余り果たし得ない。雨量が少なくなればダムも河川も涸渇するから補給水量を計画通り確保することは簡単ではない。江川・寺内の両ダムがあっても過去の渇水をしのぐことはできなかった。小石原川ダムの流域面積が小さいため、筑後川から取水するという発想には無理があり、ダムを建設する必然性はない。 渇水による経済的、社会的な影響は増大しており、想定外は許されない。計画規模を上回るような渇水時でも市民生活、社会・産業活動が著しく低下しないことから、ダム案が最良である。 過去2回の大渇水を経験した福岡市では、筑後川からの取水が命である。ダムの早期着工を望む。 昭和53年渇水では朝倉市をはじめ、県南地区、福岡市等、多くの地域で日常生活に多大な影響があった。異常渇水時の補給対策として、ダムの建設は必要である。 かんがい期間中の異常渇水時には小石原川ダムの渇水対策容量に頼るほかないため、ダムの早期建設を望む。 ダム案は概算事業費が最も安価で、今まで費やした費用と時間、地元の理解等が無駄にしないため、速やかに継続と判断すべきである。 利水者等のためと思ひ、移転した者の気持ちを理解してほしい。今迄使った金額とこれから必要となる金額を比較しても、ダム案の中止はありえない。 住み慣れたふる里を離れよりよい水の供給をと望んだが、今まだその実現は難しく何の為に移転したのかと疑問に思わざるをえない。ダム建設を願う。 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘の異常渇水時の緊急水の補給対策に対しましては、「小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第3回）資料-6」の5ページから6ページにお示ししているように、異常渇水時の緊急水の補給対策案は、ダムの利水容量が枯渇し補給が不可能になるような異常渇水時においても、関連する地域における社会生活、経済活動及び河川環境等への被害を最小限にするための危機管理対策として、異常渇水時の緊急水の補給のための容量に水を備蓄し、緊急水を補給することを目標としています。 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「iv 流水の正常な機能の維持の観点からの検討（略）検討にあたっては、必要に応じ、i) の利水代替案や ii) の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」「立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。（略）2) コスト（略）3) 実現性（略）ホ) 事業期間はどの程度必要か（略）5) 地域社会への影響」と規定されています。これに基づき、小石原川ダム建設事業の検証においても、それぞれの評価軸で評価を行っています。

表 6.2-9 異常渇水時の緊急水の補給対策案に対して寄せられた意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
2) 複数の異常渇水時の緊急水の補給対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見 (続き)		
渇3	<p>【渇水対策の必要性に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の大渇水の教訓や、水が人の生活や都市機能の維持・発展に一時も欠かせない現状を踏まえると、異常渇水時の緊急水の補給対策の推進、早期完成は極めて重要である。 ・建設の遅れで迷惑しているうえ、代替案を今後実施する場合の更なる長期化には、下流域農家としては到底納得できないし、怒りすら感じる。夏期に渇水は毎年起きており、机上の空論だけで議論を進めないでほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の小石原川ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・筑後川流域や福岡都市圏における異常渇水時の緊急水の補給に関する現状や課題に係る検討主体としての認識は、「小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 (第3回) 資料-6」の1ページから4ページにお示ししているとおりです。 ・なお、小石原川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。
3) 複数の異常渇水時の緊急水の補給対策案に関するその他のご意見		
渇4	<p>【その他全般的なご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・速やかにダム建設に着手し、事業を完成すべきである。 ・ダムの早期実現を希望する。 ・移転者の気持ちを理解し、一日も早いダム建設を願う。 ・移転によって仕事まで失って協力した者の気持ちを理解し、一日も早いダム建設を願う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の小石原川ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・なお、小石原川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。

6.3 意見聴取

「小石原川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成した段階で学識経験者を有する者等及び関係住民からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

また、これらを踏まえて「小石原川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）」を作成し、関係地方公共団体の長及び関係利水者からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

6.3.1 学識経験を有する者等からの意見聴取

学識経験を有する者等からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

6.3.2 関係住民からの意見聴取

関係住民からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

6.3.3 関係地方公共団体の長からの意見聴取

関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

6.3.4 関係利水者からの意見聴取

関係利水者からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

6.3.5 事業評価監視委員会からの意見聴取

事業評価監視委員会からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。